

**年末の交通安全県民運動**  
12月1日(水)～10日(金)

人や車の動きがあわただしくなる年末は、交通事故が1年で最も発生しやすい時期です。特に、忘年会シーズンであることから、飲酒運転を原因とする事故が心配されます。また、11月1日に施行された改正道路交法で、運転中の携帯電話使用が禁止になり、飲酒検知拒否に対する罰金が引き上げられました。

交通事故を防ぐために、交通ルールをしっかり守り、安全なまちづくりを目指しましょう。

**重点目標**

- ・飲酒運転を追放しよう
- ・ライド&ライト運動を進めよう
- ・(夕暮れ時の前照灯早め点灯運動)
- ・運転中の携帯電話の使用は絶対にやめよう

総務課 ☎23局3506



**愛知万博 特別割引入場券の販売**

次の要件に該当する方に、愛知万博の入場券を割引販売しています。

対象 〓 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・戦傷病者手帳・被爆者健康手帳・特定疾患医療受給者証・小児慢性特定疾患医療受診券のいずれかをお持ちの方/常時介護を要する方には介護者1名の方も割引になる場合があります

入場券の料金 〓 大人(満18歳以上65歳未満) 2300円 中人(満12歳以上満18歳未満) 1300円 小人(満4歳以上満12歳未満) 800円 シニア(満65歳以上) 1900円/年齢は平成17年4月1日現在 販売期間 〓 平成17年9月25日(日)まで/会期中は入場券販売所において、身体障害者手帳などを提示して購入可 申し込み 〓 全国850カ所の旅行会社などの各支店または(財)2005年日本国際博覧会協会のホームページにて

(財)2005年日本国際博覧会協会営業推進グループ

☎(052)569局2179  
FAX(052)569局3385

HP <http://www.expo2005.or.jp>

**ご存知ですか?**

**国民健康保険**

国民健康保険は、安心して治療が受けられるように作られた制度です。次の要件に該当する方は、必ず14日以内に届け出をしてください。

- ・職場の健康保険を脱退・加入したとき
- ・他の市区町村から転入・転出したとき
- ・子どもが生まれたとき
- ・被保険者が死亡したときなど

**被保険者証・受給者証**

保険医療機関などで診療を受けるときは、必ず被保険者証を窓口で提示してください。

**被保険者証**

診療を受けるときに支払う負担は、保険診療の費用(入院時の食事による費用を除く)に対する次の割合です。

対象 〓 0歳～2歳 3割～69歳 負担割合 〓 2割 3割



**高齢受給者証**

70歳以上の方は、高齢受給者証を被保険者証に添えて提示してください。高齢受給者証については、該当の方へ市役所から送付します。

対象 〓 70歳の誕生日が属する月の翌月1日以後の方 負担割合 〓 1割/ただし、一定以上の所得のある方は2割

**医療受給者証(老人保健法)**

老人保健制度で医療を受けることになる方は、健康手帳の医療受給者証(老人保健法)に、被保険者証を添えて保険医療機関などに提示してください。

対象 〓 75歳以上の方(昭和7年9月30日以前に生まれた70歳以上の方を含む) 65歳以上75歳未満の方で市長の障害認定を受けている方 負担割合 〓 1割/ただし、一定以上の所得のある方は2割

**助成制度**

田原市では、満6歳の誕生日を迎えてから最初の3月31日(小学校就学前)までの乳幼児には、通院・入院ともに医療費の助成(乳幼児医療費受給者証)を行っています。詳しくは直接お問い合わせください。

市民課 ☎23局3514